

令和元年第2回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和元年6月17日 午前10時04分 開会
午後 0時02分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	総合政策企画監	飯島要介
企画部長	吉川正人	総務部長	吉村雅央
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	巽重人
こども未来創造部長	中井浩子	教育部長	森井敏英
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	門口昌義

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 14番 下村正樹 15番 西川弥三郎

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第28号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについて

- 日程第4 報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第5 報第3号 平成30年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第4号 平成30年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報第5号 平成30年度葛城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市税条例の一部を改正することについて）
- 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて）
- 日程第10 議第29号 市道の認定について
- 日程第11 議第30号 市道の変更について
- 日程第12 議第31号 葛城市住民投票条例を制定することについて
- 日程第13 議第32号 葛城市忍海集会所条例を制定することについて
- 日程第14 議第33号 葛城市税条例等の一部を改正することについて
- 日程第15 議第34号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第35号 葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第36号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第37号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第38号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第20 議第39号 葛城市道の駅かつらぎ条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第40号 葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第41号 工事請負契約の締結について（葛城市立磐城小学校附属幼稚園改築工事）
- 日程第23 議第42号 令和元年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第24 議第43号 令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時04分

藤井本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。令和元年第2回葛城市議会定例会を開催いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、令和元年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第24までの22議案であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。また、条例の一部改正の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おきお願いいたします。

次に、監査委員から随時監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、閉会中に開催されました特別委員会の審査状況について、各委員長より報告を願います。まず初めに、旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況について報告を願います。

14番、下村正樹君。

下村旧町時代における未処理金調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました第15回及び第16回の旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

まず、第15回目の委員会については、3月28日に開催し、旧新庄町時代から引き継がれていた未処理金の発生経緯や管理等に関連する事項について確認するため、元収入役や元町長など3名を次回の委員会で証人喚問するため、必要な事項を議決いたしました。

次に、第16回目の委員会については、4月26日に開催し、3名の証人に対して未処理金の発生経緯や管理等につき証言をしていただいております。

以上で、閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

藤井本議長 次に、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の審査状況について報告を願います。

11番、西井覚君。

西井道の駅かつらぎに関する調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました第4回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

まず委員会については、4月9日午後1時30分から開催しております。委員会では、理事者側より道の駅建設予定地にあった社会福祉法人の移転先の地質調査に関する市政検討委員会の答申について報告がありました。その後、今後の委員会の運営について協議し、道の駅かつらぎの整備事業に伴う市と土地開発公社が交わした公共用地先行取得に関する契約書を執行機関に対して資料請求をすることを決定いたしました。

以上で、閉会中に開催されました本委員会の審査状況についての報告といたします。
以上でございます。

藤井本議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については以上であります。

最後に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付いたしております5件であります。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上で報告は終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、新元号令和になり初めてとなります第2回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本定例会におきましてご提案させていただきます案件は、人事案件が1件、報告案件が4件、承認案件が2件、議決案件が15件の合計22件となっております。詳細につきましては、それぞれ提案時にご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

藤井本議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番、下村正樹君、15番、西川弥三郎君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、委員長から報告願います。

15番、西川弥三郎君。

西川議会運営委員長 おはようございます。令和元年第2回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る6月7日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第28号議案につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、報第2号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第5、報第3号から日程第7、報第5号までの3件につきましても、報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行います。こちらにつきましても、法の規定により質疑のみといたします。

次に、日程第8、承認第2号及び日程第9、承認第3号の2議案につきましては、専決処分の承認でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第10、議第29号及び日程第11、議第30号の市道の認定及び変更の2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、総務建設常任委員会に付託し、審査いたします。

次に、日程第12、議第31号から日程第21、議第40号までの条例の制定及び一部改正の10議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し、審査を願います。総務建設常任委員会には議第31号、議第33号、議第34号、議第39号及び議第40号の5議案を、厚生文教常任委員会には、議第32号、議第35号、議第36号、議第37号及び議第38号の5議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第22、議第41号の工事請負契約の締結につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第23、議第42号及び日程第24、議第43号の補正予算2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名としますので、会派の調整等図って委員の選出をお願いいたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。

会期は本日6月17日から6月27日までの11日間とし、19日午前10時より本会議、一般質問を行います。20日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。21日午前9時30分より総務建設常任委員会、24日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。

25日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。27日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項についての審査状況を各委員長より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきまして各委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決を行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案につきましては、お手元に配付のとおり5件でございます。所管においてご協議をお願いいたします。

次に、一般質問についてでございます。質問回数については、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は回数に制限はございません。また、制限時間につきましては質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

最後に、常任委員会における付託議案以外の所管事項の追加につきまして協議いたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。厚生文教常任委員会から水道事業に関する諸事項について、所管の調査事項として追加し、審査を行いたい旨の申し出がありました。

たので、付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定いたしました。

以上、報告といたします。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

藤井本議長 ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日17日から27日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日17日から27日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことといたします。また、厚生文教常任委員会の皆様には、追加されました調査事項につきまして、慎重に審査いただきますようよろしくお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第28号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本件につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決までを行います。

本件につき、提案理由の説明を求めます。

市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第28号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、監査委員の柴田修氏が本年6月30日付をもって任期満了となることから、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する宅康次氏を最適任者であると認め、新たに監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第28号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、日程第4、報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

松山副市長。

松山副市長 おはようございます。副市長の松山でございます。よろしくお願いいたします。

土地開発公社の理事長を兼ねておりますので、本案につきましては私の方からご説明を申し上げます。

平成30年度の葛城市土地開発公社の経営状況につきまして、お手元に配付をいたしております平成30年度葛城市土地開発公社経営状況報告書に基づきましてご説明を申し上げます。こちらでございます。なお、平成30年度に取得いたしました資産と売却いたしました資産についての明細及び位置図、また、平成30年度末において保有しております資産についての明細及び位置図をお手元に配付をさせていただいておりますので、あわせてご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、平成30年度葛城市土地開発公社経営状況報告書の2ページをごらんください。平成30年度の事業収支でございますが、収益的収支といたしまして、収益的収入が5,915万7,054円、収益的支出が5,847万6,218円でございます。また、資本的収支といたしまして、資本的収入が3億3,352万円、資本的支出が3億8,152万9,214円となっております。

続きまして、平成30年度中におきます取得事業と売却事業でございますが、取得事業といたしまして、鈴原・二塚線道路改良事業用地を2筆取得しております。用地費補償費、諸経費を含む取得事業費は1,220万9,210円で、取得面積は53.34平方メートルでございます。また、売却事業といたしまして、尺土駅北側ロータリー整備事業用地9筆を5,903万8,184円で売却しております。売却面積は733.53平方メートルでございます。

続きまして、3ページの平成30年貸借対照表をごらんください。まず最初に、資産の部でございますが、平成30年度末における流動資産の現金及び預金は1,371万109円でございます。内訳といたしましては、普通預金として871万109円と、資本金であります基本財産の定期預金が500万円でございます。また、代行用地といたしまして3億9,757万1,721円で、総面積は1万9,410.66平方メートルでございます。資産の合計は4億1,128万1,830円でございます。

次に負債の部でございます。流動負債の未払金が324万9,450円、固定負債の借入金が2億8,352万円、合計で2億8,676万9,450円が負債合計額でございます。なお、借入金につきましては、葛城市水道事業からの借り入れによるものでございます。

続いて、資本の部でございますが、先ほど説明させていただきました定期預金となっております。資本金が500万円、前期繰越準備金が1億1,883万1,544円で、平成30年度の当期純

利益である68万836円を加えた1億2,451万2,380円が資本合計額でございます。

続きまして、4ページ、平成30年度損益計算書をごらんください。先ほど説明させていただきましたが、尺土駅北側ロータリー整備事業用地の売却事業といたしまして5,903万8,184円が事業収益、5,843万6,290円が同事業の売却原価で60万1,894円が事業収益でございます。

一般管理費といたしまして、固定資産税や除草剤購入費等で3万9,928円の事業損失、また、駐車場貸し付け代等による事業外収益が11万8,870円で、経常利益と当期純利益はともに68万836円でございます。

続きまして、5ページの平成30年度キャッシュフロー計算書をごらんください。事業活動によるキャッシュフローでは、売却事業に伴う収入額である5,903万8,184円と、事業外収益による11万8,870円が増加し、用地取得を伴う支払額1,556万3,435円が減少し、合計では4,359万3,619円の増加となっております。投資活動によるキャッシュフローではございませんので、1枚めくっていただき、次の6ページをごらんください。

財務活動によるキャッシュフローでは、借りかえを行ったことにより、3億3,352万円の借り入れによる増加と3億6,865万円の返済に伴う減少があり、合計では3,513万円の減少となっております。その結果、平成30年度のキャッシュフローといたしましては、期首の524万6,490円から846万3,619円増加し、年度末における現金及び預金は1,371万109円となっております。

続きまして、7ページの平成30年度財産目録につきましては、先ほど貸借対照表でもご説明させていただきましたので割愛させていただきます、次の8ページ、収支決算書をごらんください。平成30年度の収益的収入及び支出でございます。収益的収入でございますが、売却事業に伴う公有用地売却収益といたしまして5,903万8,184円、受取利息520円、雑収益といたしまして11万8,350円、合計で5,915万7,054円の収入となっております。

次に収益的支出でございますが、売却事業に伴う公有用地売却原価といたしまして5,843万6,290円、一般管理費として3万9,928円、合計で5,847万6,218円の支出となっております。

続きまして、9ページをごらんください。平成30年度の資本的収入及び支出でございます。資本的収入でございますが、借入金といたしまして3億3,352万円の収入となっております。

次に、資本的支出でございますが、公有用地取得事業費といたしまして1,287万9,214円、借入金償還金として3億6,865万円、合計で3億8,152万9,214円の支出となっております。なお、公有用地取得事業費である1,287万9,214円の内訳といたしましては、鈴原・二塚線道路改良事業用地の取得事業費1,220万9,210円と、支払利息67万4円でございます。

続きまして、10ページの会計決算意見書をごらんください。平成30年度の決算につきまして、去る4月22日に土地開発公社の監事であります増田総務建設常任委員会委員長と門口会計管理者に監査を行っていただきました結果、関係諸帳簿等いずれも適正であることを認めていただきましたことをご報告申し上げます。

以上で、平成30年度におきます葛城市土地開発公社の経営状況報告についての説明を終わらせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 おはようございます。よろしくお願いいたします。ただいまの平成30年度葛城市土地開発公社経営状況報告書の中身について、2つほど質問させていただきます。

1つは、先ほどご報告がありました2ページでございます。ここに今年度の事業報告として鈴原・二塚線道路改良事業に伴う取得事業費及び、尺土駅北側ロータリー整備事業の公有地、持っておったものを売却して売却益が出ているということについて報告がございました。

まず最初に、尺土駅北側ロータリー整備事業の売却についてお伺いいたします。私は、土地開発公社というのは、公共事業に当たって公有地を市に先立って先行取得したり、開発事業地等先行取得して、土地開発公社が購入したものを市に売却して、市がそれをもって葛城市として公共施設なりを建てたり、公共事業を進めていくというふうに理解しておったわけですけれども、実は、もう一つの平成30年度取得売却資産という資料がつけられております。赤が取得、青が売却ということで、今年度について、この取得をどこからしたのか、あるいは売却先はどこだったのかということを示した資料があるわけでありましてけれども、この尺土駅北側ロータリー整備事業については、売却資産ということで売却日ということで、これは相手方かなとは思いますが、誤解だったら誤解ということで結構なんです、相手方が株式会社となっているんです。これは、売却した相手だとこの表だと受け取れるので、ちょっとこのことが私としてはよく理解できませんでしたので、もし相手方が民間の方に売却したというのであれば、葛城市の尺土駅前北側ロータリーの整備事業について何らかの考え方なり計画の変更があったのかなというそんな思いがいたしますので。ただ、表の見方が、私自身、それで正確なのかどうか、これは購入した相手だったら全く関係ない話になるんですが、売却が民間だということであればどういうことなのかということについてご説明をお願いいたします。これが1つです。

それで、もう一つですけれども、鈴原・二塚線道路改良事業についてでございます。これについては、先ほどの報告書の2ページのところに取得事業費として1,200万円余りの取得費用がかかっておりますけれども、取得した面積はわずか53.34平方メートル、約16坪であります。約16坪の用地を取得するのに取得事業費として1,200万円かかっていると。これは、単純に土地の値段ではないんだろうと思います。それは、下の尺土駅北側ロータリー整備事業の表を見ても、ここでは公有地売却原価及び売却収益ということで、売却原価というのは購入した金額だろうと思うんですけれども、売った金額、買った金額が書いてあるので、これは土地の値段がきちっと書いてあるわけでありましてけれども、鈴原・二塚線道路改良事業については明細がございません。単純に16坪の土地が、寺口・二塚線、これは給食センターの入り口に当たる道路の角地の購入ということをお伺いしておりますけれども、その土地がこういう取得費用になっている内訳、教えていただけたらと思います。以上2点、質問させていただきます。

藤井本議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原議員の質問についてでございますが、当該事業の担当課が建設課でございますので、私の方から説明させていただきます。尺土駅の相手方、株式会社となっておりますところでございますが、これは、中身が確認できてないので答弁させていただけないところでございます。すいません。

それと、寺口の道路整備事業の内容についてでございますが、用地費のほかに建物移転補償、借家人補償費、土地鑑定手数料等が含まれております。この用地費、補償費を開示することによりまして、この事業につきましては現在事業を執行途中という中で、金額を公表することにより今後の事業執行におきまして支障が生じる可能性があるということから、これまでもお答えさせていただいていると思っておりますが、差し控えさせていただきたいということでご理解願いたいと思っております。

以上です。

藤井本議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部長の吉川でございます。私は、土地開発公社の副理事長という立場でお答えさせていただきます。

ただいまの尺土北側ロータリーの整備事業に係る株式会社というところ辺でございますけれども、これは、購入した相手方の記載でございます。実際に売却しておりますのは市に対しての売却ということになってございます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 この表として売却日の後、氏名があったので、このことについて確かめさせていただいたということですので、売却については、市の方に売却して駅前ロータリーの整備に供与されるということで、ありがとうございます。

もう一つの鈴原・二塚線道路改良事業の件についてであります。事業費の内訳については明らかにできないので、ご了承願いたいということだろうと思っておりますけれども、私もこれは大変気になりまして、市民の方に説明がつかないということで、議員活動の一環としてこの件で幾つかの公文書開示をさせていただきました。その中におきましては、1つは、土地代もあります。それから、事務所としての建物があったようでございますので、その建物の移転補償費、事務所の建物については借家人の、貸していたということで、その補償等、更には土地そのものの測量、さまざまな費用がかけられていたようでありますので、単純に53平方メートルの土地の値段がこうであるということではないわけであります。

しかし、私は、今、金額を明らかにされないというのはどうも解せないと思っております。と申しますのは、道の駅かつらぎ建設事業におきまして、土地開発公社が土地を購入したものの、建物移転補償費用を払ったものがございます。これについては、契約書に金額も含めて明らかになっているわけです。黒塗りではありませんでした。建物移転補償費1億4,000万円余り、金額、これは明らかになっております。それから、土地代につきましても、これは、道の駅調査特別委員会に土地代として坪単価も含めて平米数が出て、取得土地費用も出ております。なぜ鈴原・二塚線道路改良事業におきまして、公文書開示したときに、要は建物移転

補償などについて金額が黒塗りになっている。土地鑑定費用につきましても最終金額は黒塗りになっているということで、あるいは途中経過も計算できないように黒塗りされているということなんでしょう。これは、なぜこういうことが起きるのか。私としては、市民の皆様は公有地の取得に当たってやっぱり透明性を確保していく。その上で、こういう金額についてはきちっと出すべきであると。でないと、この53平方メートル、さまざまな事業費がかかったにせよ1,200万円もかける。こういうのはどうも説明しにくい話でありますから、この点について、なぜ道の駅かつらぎ建設事業における葛城市土地開発公社において、建物移転補償費と契約について金額が明示されたものが出ておきながら、鈴原・二塚線道路改良事業については公文書開示しても黒塗りで出てくるのか。この点について、どうのお考えでそうになっているのかについてお伺いします。

藤井本議長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。副市長の立場から、また、土地開発公社の理事長である立場から、両方の立場で今の議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、内容につきまして、これは都市整備部の事業進捗におきまして依頼を受けて資金代行機関としてやっておりますので、内訳につきまして、用地交渉の最中であって事業が完了しておりませんので、その段階ではお出しできないといったことについては、それは同様でございます。ただし、これ、実はいろいろとご質問、ご意見もいただいております。土地開発公社の、先ほど私がご説明をいたしました経営状況の報告書の記載の様式についてももう少し細分化できないとか、いろいろな検討もしたわけですが、それにつきましては、現時点では担当の事業部局の意見を尊重するのであれば、これ以上明細が細分化できないのであろうということで、今回についてはこういった形でご報告をさせていただきました。

なお、内訳につきましては、議員ご指摘のように、今回のケースでありましたら、用地費以外に建物の移転補償費でありますとか、更にはその建物を借りて利用している方がおられましたので、これは借家人保証という項目になりますが、そういった費用でありますとか、それから、路線全体の用地測量の費用でありますとか鑑定費用等が入っております。確かに今回、それが一時期にたまたまその路線全体に係るものも当該土地に係るものも、あるいはその事務局費に係るものも含めて、53平方メートル何がしの取得事業費として上がっておりますので、これは、議員、ご質問いただくのは当然かと存じますが、そういったことでございます。

なぜ今の時点で情報開示ができないかということにつきましても、これは、現在交渉中であるからということでございまして、道の駅のように事業が全部完結をいたしまして、その時点で情報公開をいただきましたら、そのときには全て、逆に言いますと、黒塗りではなくて開示をさせていただくという形になりますので、そういった形の取扱いだということでご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 事業が完了した時点で公開されるということで、よろしくお願ひします。後々、しっかり検証してまいるということが大事であろうと思ひます。

これからちょっと意見を述べさせていただきますけれども、土地開発公社が建物を含めて移転補償するということになりますと、これは、道の駅かつらぎ建設事業でも起きましたけれども、国の補助金、受けることができないということになりますから、したがひまして、この点につきましては市単費の事業というふうなことになるていきます。できるだけ市民負担をなくすためには、国の補助事業にのせて計画的に事業を進めていくということが私は肝要だろとう思ひんです。そのためには、市財政がある程度見込みが立つ段階で市がこの土地を購入するということにしなければならぬわけですから、そういう意味では、土地開発公社における土地先行取得につきましては、私は、今後ともしっかり議会としても見ていかなければいけないところだろとう思ひております。

もう一つは、私が関心を持っておりますのは、やっぱり市民の皆さんの中に公共事業における用地の取得についてさまざまなご意見があります。土地転がしがあつるんじゃないかとか、事前に公共事業用地について情報が漏れて、先行取得して、それが転がされているんじゃないかとかござひます。実際に私もこの土地、法務局に行けば所有権移転等の記録は残つていふわけですから、そういうものを見ましても、必ずしも納得できるというか、いうふうなものでは私はないと思ひます。つまり、市民の中に、やっぱり公共事業について用地取得は不可欠でありますから、これについて市民の信頼性を行政が確保していく上で、こうした事業のあり方、あるいは土地の金額、あるいは土地鑑定のある方も含めて、やはりしっかりと信頼性を確保するために情報も開示されて検証していく必要があると思ひますので、意見として述べておきます。

以上です。

藤井本議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお本件は、法の規定により報告のみでござひますので、ご了承願ひます。

次に日程第5、報第3号から日程第7、報第5号までの平成30年度一般会計継続費、一般会計繰越明許費及び一般会計事故繰越しの繰越計算書の報告について、以上、報告案件3件を一括議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第3号から報第5号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、報第3号、平成30年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてでござひます。本報告につきましては、国鉄・坊城線整備事業では3億5,836万2,478円を、磐城小学校付属幼稚園改築事業では8,046万5,000円をそれぞれ平成30年度から令和元年度へ通次繰越ししたもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調整し、

議会上に報告するものでございます。

次に、報第4号、平成30年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。本報告につきましては、本年の3月議会定例会において設定いたしました、繰越明許費のうち総務費・会計年度任用職員制度対応例規整備支援事業、道路管理事業、衛生費・地域循環型社会形成推進事業、農林商工費・農畜産物処理加工施設駐車場整備事業、県被災農業者向け経営体育成支援事業、休養センター屋根改修事業、農地耕作条件改善事業、プレミアム付商品券事業、土木費・市道維持管理事業、道路新設改良事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、社会資本道路改良交付金事業、地域連携推進事業、緑の基本計画策定事業、公園施設長寿命化対策支援事業、教育費・小学校トイレ改修事業、災害復旧費・農業災害復旧事業、當麻スポーツセンター災害復旧事業の19事業、総額8億2,355万8,976円を令和元年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会上に報告するものでございます。

最後に、報第5号 平成30年度葛城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございます。本報告につきましては、磐城第一保育所耐震診断事業におきまして、不測の事態が生じ、平成30年度内に経費の支出が終わらなかったため、243万円を令和元年度に繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により準用する同令第146条第2項の規定により事故繰越し繰越計算書を調製し、議会上に報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入りますが、本件については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 それでは、繰越しについて2つほど質問させていただきます。1つは、議案の6ページ、平成30年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。この繰越計算書につきましては、年度末の一般補正予算におきまして、3月定例会で審議の上、議決して、そして、この新年度の計算書として報告されるものだと思っております。

平成30年度葛城市一般会計補正予算（第6号）でありますけれども、ここの繰越明許にかかわる一覧の中には農林商工費、6款1項農林商工費に担い手確保経営強化支援事業というものがある。3月の一般補正の中には次年度の繰越明許費として入っております。説明の中で、2件ほど農業者から国への補助金申請があったということで、その補助金がおいたら事業執行ということになるので、年度末、国の2次補正予算までわからないということなのでここへ計上されて、3月定例会では繰越明許費として計上されていたんですが、今回、この平成30年度葛城市一般会計繰越明許費の繰越計算書の中にはこの項目が入っておりませんので、これは、既に予算がついて執行されて入っていないのか、そもそも補助金がつかなかったのか、このことについてご説明をお願いできればと思います。

それから、2つ目は事故繰越しの事故の理由です。不測の事態があったということですが、具体的にどのようなことなのかについてお伺ひいたします。

藤井本議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの谷原議員の担い手確保経営強化支援事業につきましては、国の100%補助の事業でございます。3月末の段階で不採択の連絡を受け、執行せず繰越しなしとしたものでございます。

以上でございます。

藤井本議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの谷原議員のご質問に対してお答えさせていただきます。事故繰越しになった経緯でございますが、磐城第一保育所耐震診断業務委託について、受託者による耐震診断を行った結果の公平性を期すため、学識経験者や建築士等で構成される耐震診断委員会の判定を受けることとしておりました。

耐震診断業務委託については、一般財団法人なら建築住宅センターで設置、開催される平成30年度最終回の耐震診断委員会において審査、判定されるべきでありましたが、受託者の不手際により資料不足となり差し戻しとなりました。また、その際、委員の配慮により持ち回り委員会での判定が可能との通知を受けながら、委員からの多岐にわたる質疑、指摘事項に対する資料、修正、作成に多大な時間を要するといった不測の事態が重なり、年度内での履行は不可能であると判断いたしましたので、事故繰越しをいたしました。

なお、去る令和元年5月23日に業者から完了の報告及び成果品の提出があり、検収を行いましたところ、指摘すべき事項はなかったため、同日で完了となったものでございます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 まず最初の繰越明許費のことですけれども、この件については、議会としても学校のトイレ改修の件では、年度末、きちっとその状況も含めて報告もありましたので、3月末の一般補正には載らなかったけど、今回、載っているということで、私も事情はよくわかるわけですけれども、少なくとも担い手確保経営強化支援事業につきましては、やっぱり事前に何らかの説明が議会にあるべきではなかったかと思います。例えば、この報告書の段階でも結構ですから、議会で3月の補正予算のときにきちっと議論しておるわけですから、この点については、今後、注意していただけたらと思います。

それからもう一つ、事故繰越しの件でありますけれども、業者の不手際ということであろうかと思えます。業者がずさんであったということなのかなというふうに、私は今伺いましたけれども、こうした業者に対する指導はどうであったのかということです。そもそもこの入札に当たっては、業者選定委員会等を設けられていると思えますけれども、一体この業者に対する扱い、実際迷惑をこうむっているわけです。そういうことについての指導のあり方、あるいは業者選定委員会の選定がどうだったのかという検証、そこら辺のことについてはどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

藤井本議長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。業者選定委員会の委員長を私が務めておりますので、私の

方から答弁申し上げたいと思います。

耐震設計という非常に専門性の高い内容でございまして、これにつきましては、やはり市の職員直営ではできないという内容であるということから委託をしておるところでございす。一方では、担当、これは子育て福祉課、事務職しかおりませんが、その事務職のできる範囲ではできる限りの進捗の管理には努めていたところではございますが、残念ながら先ほど中井部長がご報告をしたような事態になってしまったことに対して、改めておわびを申し上げたいと存じます。

なお、当該業者につきまして、まずは業者の選定であります。例えば大きな建築、建設の工事でありましたら、建築業者の工事規模別のランク分けと申しますか、能力もあわせた形でそもそも発注のグループについては考慮もして指名競争入札、あるいは一般競争入札をさせていただいているところではございますが、こういった規模の委託につきましては、資格を持っていらっしゃる業者のグループの中から競争をしていただきましたので、そういった意味におきましては、1級建築士の資格をお持ちの事務所の中から選んだわけではございますが、資格をお持ちであれば、当然こちらの方からお願いをする業務についてはできるであろうということの中で、最終的には価格競争の中で当該業者がとられたという経緯でございます。

なお、当該業者につきましては、こういった事態を招いた、あるいはその原因がやむを得ない事情ではない部分も多分に含まれておりますので、当分の間、指名停止をさせていただくという取扱いを今しているところでございます。

引き続き業者の選定に当たりましては、できるだけ公平、透明性を確保しながら、事業進捗の工程でありますとか、予算の規模等も勘案した最適なバランス、やり方を検討しながら進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 最後に意見だけ述べさせていただきます。

私としては、耐震診断というのは非常に信頼性が必要だということで、改めて第三者的なところにも諮っていただいて、結局、業者の内容について不備があったということで、再度調査ということで信頼性確保に努めたということでもありますけれども、そもそもこういう耐震診断、信頼性確保ということがあるわけありますから、例えば業者選定委員会なんかにおきまして、実際にその経験があるのかどうか、過去の耐震診断について実績があるのかどうか、そういうことも当然配慮された中でやっていくべきではないのかなと私は思います。

発注金額が低いということで、逆に言えば、競争性をやることによって未経験の業者が低い金額で落札するということがあれば、むしろかえって問題はこういう形で出てくるわけあります。だから、そういう点では、業者選定委員会におきましては、耐震診断等信頼性確保が必要な場合は、ある意味では経験のある、実績のあるところをしっかりと選定していただくなり、少し工夫をしていただかないと同じようなことが起き得ると思いますので、そこら辺、今後とも改善していただけたらと思います。今回の業者については指名停止ということ

でありますから、今後、こういうことがないように改善をお願いしたいと思います。

以上です。

藤井本議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましても、法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第8、承認第2号及び日程第9、承認第3号の専決処分の承認を求めることについての2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

市長。

阿古市長 ただいま議題となりました承認第2号及び承認第3号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月29日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、市民税では、ふるさと納税制度の見直しにより、特例控除の措置対象となる寄附金を特例控除対象寄附金に改正するもの、消費税10%の税率が適用される住宅取得等に係る住宅借入金等特別税額控除の控除期間を平成45年度まで延長するものでございます。軽自動車税では、初回車両番号指定から13年を経過した軽自動車への重課及びグリーン化特例に係る環境負荷の少ない軽自動車への軽課についての規定を整備するものでございます。施行期日は本年4月1日及び6月1日でございます。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月29日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、賦課期日を4月1日とする本年度の国民健康保険税の課税分から適用すべき部分の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算限度額を58万円から61万円に引き上げるものと、低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げるものにつきまして、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましては、一括質疑とし委員会付託を省略し、討論、採決を1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第8、承認第2号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第8、承認第2号議案を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第9、承認第3号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第9、承認第3号議案を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第10、議第29号及び日程第11、議第30号の市道の認定及び変更の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第29号及び議第30号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第29号、市道の認定についてでございます。本案につきましては、分譲住宅の開発に伴い、帰属を受けた通り抜け道路を東室17号線として市道認定するものでございます。

次に、議第30号、市道認定の変更についてでございます。本案につきましては、中戸1号線の利用形態が変化し、公共性が高くなったこと、また、道路新設に係り、旧道部分のつけ替えを行ったことにより、市道の終点等を変更するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第29号及び議第30号の2議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第12、議第31号から日程第21、議第40号までの条例の制定及び一部改正の10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案理由の説明を求めます。

市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第31号から議第40号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第31号、葛城市住民投票条例を制定することについてでございます。本案につきましては、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について市民の意思表示手段としての住民投票の制度を設け、これによって示されました市民の意思を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的といたしまして本条例を制定するものでございます。施行期日は本年8月1日でございます。

次に、議第32号、葛城市忍海集会所条例を制定することについてでございます。本案につきましては、忍海集会所にございました市民生活部人権政策課の新庄庁舎への執務室移転に伴い、忍海集会所の利用許可、施設及び附属施設、設備の維持管理や修繕運営に関する業務を指定管理者が行うこととするため、本条例を制定するものでございます。施行期日は本年7月1日でございます。

次に、議第33号、葛城市税条例等の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方税法等の改正に伴い、市民税及び軽自動車税について所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、市民税では、法人市民税の法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴います税率の改正でございます。軽自動車税では、三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能を、軽自動車等の所有者に種別割を課する改正を行うものでございます。施行期日は本年10月1日でございます。

次に、議第34号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、平成30年5月30日に不正競争防止法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、工業標準化法に規定されております日本工業規格が日本産業規格に改正されるため、本条例においても同様の改正を行うものでございます。施行期日は本年7月1日でございます。

次に、議第35号、葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、平成30年6月27日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、本年1月30日に災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、災害援助資金の貸し付けに関し、政令で削られた保証人の規定を本条例に新たに規定し、貸し付け金利を3%から1.5%に改正するとともに、償還方法の年賦償還及び半年賦償還に月賦償還を追加するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第36号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月29日に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに

に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、放課後児童支援員の資格要件につきまして、都道府県知事が行う研修を終了した者に加え、指定都市の長が行う研修を終了した者も対象とする改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第37号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月29日に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保に関する緩和措置と、家庭的保育事業における自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とするものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第38号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月29日に介護保険法施行令及び介護保険の国保負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、第1号被保険者の低所得者に対する介護保険料の軽減強化に関し、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、消費増税に伴う措置として、所得段階が第1段階から第3段階の者に対する保険料軽減強化のため、基準額に対する負担割合を第1段階では0.5から0.375に、第2段階では0.75から0.625に、第3段階では0.75から0.725に改正し、それぞれ保険料を2万6,880円、4万4,760円、5万1,960円とするものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第39号、葛城市道の駅かつらぎ条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、道の駅かつらぎの多目的広場の利用に関しまして、イベント等による利用の申請があった場合における利用料金を新たに定めるものでございます。施行期日は本年7月1日でございます。

最後に、議第40号、葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年4月19日に道路構造令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の定義規定中の道路構造令の引用条文の号ずれによる改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入りますが、本10議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第31号、議第33号、議第34号、議第39号及び議第40号の5議案については総務建設常任委員会に、議第32号、議第35号、議第36号、議第37号及び議第38号の5議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第22、議第41号の工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第41号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市立磐城小学校附属幼稚園の耐震化、保育室不足の解消、リズム室の面積拡大を目的とし、改築工事をしようとするものでございます。工事の発注につきましては、本年5月20日に一般競争入札を実施した結果、3者が応札し、株式会社森本組奈良営業所が落札いたしましたので、契約金額7億162万2,900円の請負契約を締結しようとするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第41号議案については、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第23、議第42号及び日程第24、議第43号の補正予算2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第42号及び議第43号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第42号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,106万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億835万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、総務費では、産業廃棄物撤去等を請求事件の訴えの変更申し立てによる訴訟着手金の追加、民生費では、幼児教育・保育無償化に伴う諸経費の追加、農林商工費では、花火大会の開催に係る観光協会への補助金の追加及びプレミアム付商品券事業に係る予算の組替、教育費では、国の2次補正予算に伴い、3月議会で追加提案し、予算を補正いたしました小学校トイレ改修事業及び磐城小学校附属幼稚園改築事業について重複している令和元年度予算の減額、また、幼児教育・保育無償化に伴う諸経費の追加などの補正をお願いするものでございます。第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第43号、令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定におきまして歳入歳出予算の総額に増減はございませんが、消費税増税に伴う措置といたしまして、低所得者に対する介護保険料の軽減強化を図り、基準額に対する軽減割合が引き上げられますことに伴い、介護保険料の歳入額を減額し、同額を繰入金として追加するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号及び議第43号の2議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号及び議第43号の2議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置いたします。これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時28分

再 開 午後 0時00分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、下村正樹君、同じく副委員長、増田順弘君。以上です。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり19日、20日、27日それぞれ午前10時から本会議を再開しますので、9時半にご参集願います。

なお、21日午前9時30分から総務建設常任委員会、24日午前9時30分から厚生文教常任委員会、また25日午前9時30分から予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午後0時02分